

外国人雇用の制度理解と 採用と定着方法

JAPAN 行政書士法人
IMMIGRATION LAW FIRM

JAPAN行政書士法人

代表社員 小山 翔太 (こやま しょうた)

【略歴】

- 北海道札幌市 出身
- 法政大学法学部 卒業
- 2016年12月 JAPAN行政書士事務所 開業
- 2022年7月 JAPAN行政書士法人 設立 (法人化)



【業務】

- 在留資格 (ビザ) 手続き
- 外国人雇用企業、登録支援機関への継続的助言 (顧問)

外国人雇用 & 在留資格の全体像

外国人雇用・在留資格の全体像
在留資格とは何か
在留資格審査の考え方と違反リスク
外国人雇用の2つのパターン
主要な就労系在留資格の整理

技能実習 & 特定技能

技能実習の全体像
特定技能の全体像
特定技能のポイント（ex.支援義務、コスト）
適正な人事管理
外国籍人材を雇用するメリット

外国人雇用 & 在留資格の全体像



コンビニで働く外国人は何の在留資格（ビザ）を持っている？

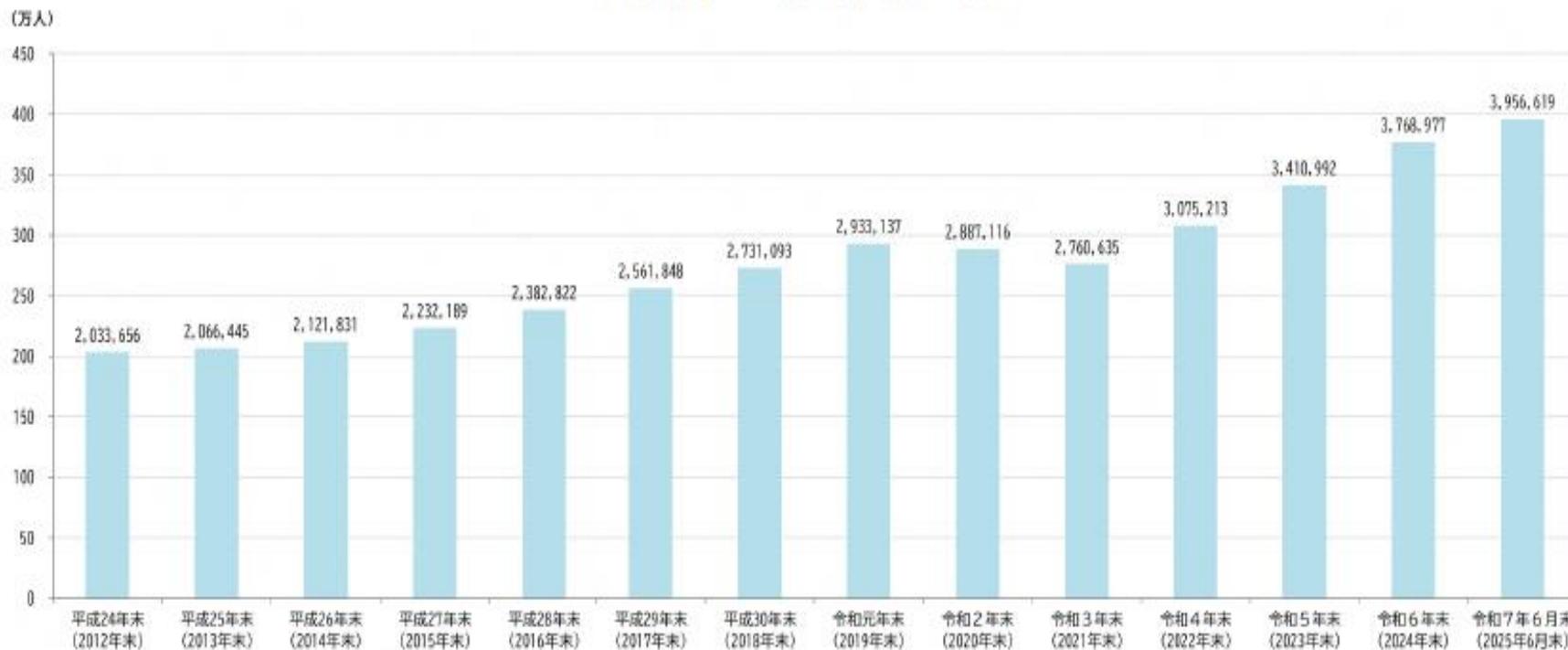


人によって種類が異なるビザを持っている
◎留学ビザ ※圧倒的に多い



在留外国人人数（総数） **395万6,619人**

【第1図】 在留外国人人数の推移



※令和7年10月 法務省 資料より抜粋

外国人労働者数 **230万2,587人**

※令和6年10月末時点

日本の就業者に占める割合 **3.4%**

国籍別

1位	ベトナム	約57.0万人
2位	中国	約40.8万人
3位	フィリピン	約24.5万人

対前年増加率が高い主な3国

- ・ミャンマー 約11.4万人（前年比61%増加）
- ・インドネシア 約16.9万人（前年比39%増加）
- ・スリランカ 約3.9万人（前年比33%増加）

労働者数は過去最高

在留資格 = **外国人が日本に在留（滞在）するために必要な資格**

在留資格ごとに在留できる期間、活動の内容が法律で定められている。

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能	特定産業分野（注）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（※）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※令和6年1月 出入国在留管理庁 資料より抜粋



- 中長期在留者の外国人は **常時携帯義務**がある
- 外国人雇用の際は **必ず確認**を

大丈夫かな?と思ったら

在留カード等読取アプリケーション サポートページ

在留カード等読取アプリケーション

公開日 2020年12月25日

対応OS Windows
macOS
Android
iOS

無料で利用できます

このアプリケーションはICチップの情報を表示します

出入国在留管理庁

<https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/rcc-support.html>

在留カードの偽造も一定数あるため、怪しいと思った時は確認するのが無難。

1. 在留資格該当性

「技術・人文知識・国際業務」「技能」「技能実習」等、
資格に応じた活動を行うか

2. 基準適合性

資格の要件を満たしているか。
例示：学歴、職歴（実務経験）、年齢等

3. 相当性

安定した経済力を有するか、申請内容に信ぴょう性があるか

上記のポイントをクリアし、在留資格を取得したとしても油断はできない

ルールに違反した場合



【不法就労助長罪】

例 1. 法律で定められた時間を超過して外国人留学生を働かせていた経営者を **逮捕**

例 2. オーバーステイ状態の外国人を雇用していた団体役員を **逮捕**

例 3. 翻訳・通訳業務を行うとの内容でビザを取得していた外国人に、焼き鳥の調理をさせていた飲食店経営者を **逮捕**

知らなかったでは済まされない。一步間違えると重大な事態に

外国人雇用 2つのパターン

01

海外から
外国人を呼び寄せる

02

日本に既にいる
外国人を受け入れる

外国人雇用 2つのパターン

01

海外から
外国人を呼び寄せる

02

日本に既にいる
外国人を受け入れる

海外から外国人を呼び寄せる場合

認定の流れ

採用したい外国人に在留資格を得られる可能性があるかを検討

当該外国人と**雇用契約**を結ぶ

必要書類を準備し、地方出入国在留管理局に対して
在留資格認定証明書交付申請

在留資格認定証明書が交付されれば、
国際郵便（EMS）で外国人に
証明書を郵送 ※電子交付も可

外国人が証明書及び必要書類を揃え、
母国の日本大使館・領事館で
ビザの発給を受ける

外国人は**ビザが発給された**
パスポートを持参し、日本に上陸

※上記は**採用企業**が手続を行うことができる。結果が出るまでには2～4か月程度かかる。

外国人雇用 2つのパターン

01

海外から
外国人を呼び寄せる

02

日本に既にいる
外国人を受け入れる

日本に既にいる外国人を受け入れる場合

変更の流れ

採用したい外国人に在留資格を得られる可能性があるかを検討



当該外国人と雇用契約を結ぶ



必要書類を準備し、地方出入国在留管理局に対して
在留資格変更許可申請を行う



許可が認められた際は、在留資格を変更する

※認定と違い、本人しか行うことができない。結果が出るまでには1～3か月かかる。

令和8年1月現在 **29種類** の在留資格が存在しています。

企業がフルタイムの外国人雇用を行う際に頻繁に使われる在留資格は下記の5つです。

技術・人文知識
・国際業務

高度専門職

企業内転勤

技能実習
※詳細は2部で

特定技能
※詳細は2部で

令和7年6月末：458,109人

技術

理系

人文知識

文系

国際業務

翻訳・通訳、語学の指導、
海外取引業務等

通称、**技人国（ぎじんこく）** と呼称される。最も一般的な就労資格といえる。

「本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動」



大卒（専門卒） & ホワイトカラーの資格

令和7年6月末：31,644人

高度専門職は様々な項目に配点されたポイントを計算した結果、一定以上のポイントを獲得した高度な知識経験を有する外国人のための在留資格である。学歴が高い、若い、年収が高い等の条件が揃うと高い確率で該当する。

具体例

- ・日本の大学院卒業 … 30点
 - ・25歳 … 15点
 - ・年収500万円 … 15点
 - ・日本語能力試験N1取得 … 15点
- 合計75点 ※70点以上で基準クリア**

メリット

- ・複合的な在留活動の許容
- ・在留期間「5年」の付与
- ・永住要件の緩和
- ・配偶者の就労
- ・一定の条件の下、親の帯同の許容
- ・一定の条件の下、家事使用人の帯同許容
- ・在留手続の優先的な処理

令和7年6月末：19,747人

海外の本社・支社から、日本の本社・支社に転勤になった際に取得する在留資格

「本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が、本邦にある事業所に期間を定めて転勤して、当該事業所において行う理学、工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動（在留資格「技術」に相当）若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事する活動」

注意点

- ・ 仕事内容は **技術・人文知識・国際業務に相当する必要がある**
- ・ 海外の拠点と日本の拠点の間に資本関係が必要となる
- ・ 海外拠点で1年以上の勤務歴があれば取得の可能性があり、学歴や実務経験の要件がない

本来的には就労が認められない在留資格「留学」「家族滞在」でも、**資格外活動許可**を取得していれば、**1週間に28時間以内**の範囲で就労が可能

- ・コンビニ店員
- ・工場のライン作業
- ・レストランのウェイター&ウェイトレス
- ・居酒屋のホール&キッチン

等幅広い仕事が可能となる

キャバクラをはじめとする風俗関連業務には従事できない

技能実習 & 特定技能

技能実習とは

外国人技能実習制度は、我が国が先進国としての役割を果たしつつ国際社会との調和ある発展を図っていくため、技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的としている。

2017年11月、「外国人の技能実習の適正な実務及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）」が施行され、新たな技能実習制度がスタートした。

現行の技能実習制度は、**制度目的と実態のかい離**や**外国人の権利保護**等の観点からの課題が指摘されていた。また、近年、我が国の人手不足が深刻化している一方で、国際的な人材獲得競争も激化している。

人手不足への対応の一つとして外国人の受入れも欠かせない状況にある中、外国人にとって魅力ある制度を構築することで、我が国が外国人から「選ばれる国」となり、我が国の産業を支える人材を適切に確保することが重要と考えられている。

そのような背景を踏まえ、技能実習制度を発展的に解消して人材育成と人材確保を目的とする育成就労制度が創設された

育成就労の重要変更点

- ・「育成就労」の対象産業分野は、**特定技能と同じになる。**
- ・「育成就労」は**3年の在留期間が基本**
(技能実習は1年更新で通算5年間就労可能)
- ・「育成就労」では**転籍が可能**
(技能実習制度では転籍が認められていなかった)
- ・「育成就労」は「特定技能」への移行で**将来的に永住権の**
ルートも開かれている

！ 新在留資格「特定技能」の概要

- ・ **人手不足への対応**として創設された
- ・ 相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人が対象（非熟練労働者）
- ・ 「**特定技能1号**」と「**特定技能2号**」の2種類に分かれている

■ 特定技能 1 号の対象分野

厚労省所管：介護、ビルクリーニング

経産省所管：工業製品製造業

国交省所管：建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、鉄道、自動車運送業

農水省所管：農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、林業、木材産業 全 16 分野

■ 特定技能 2 号の対象分野

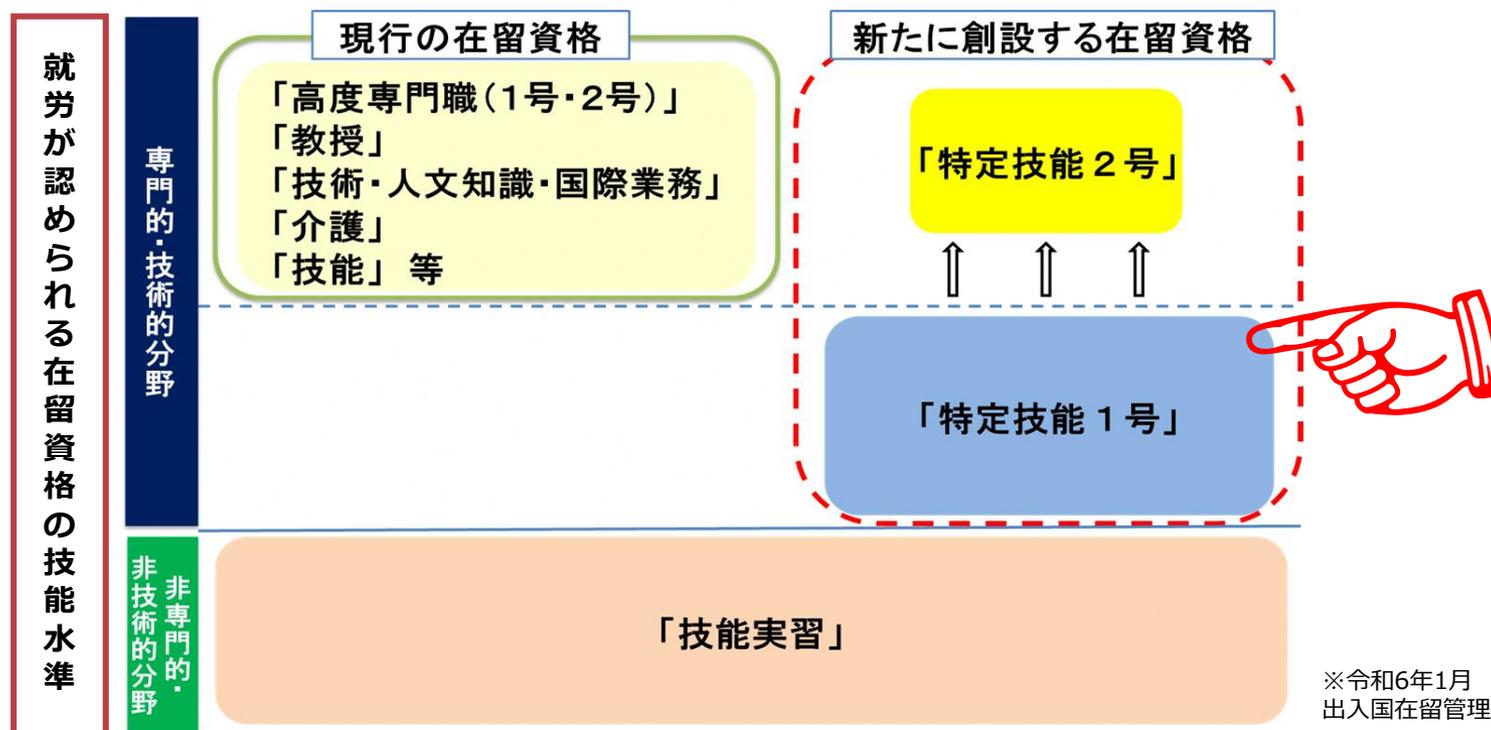
介護、自動車運送業、林業、鉄道、木材産業以外の 11 分野

※ 受入れ上限人数

受入れ人数の上限は 計 **82万人** (2019年制度開始当初は**34万人**であった)

ポイント

- ・ 在留期間 : 法務大臣が個々に指定する期間 (3年を超えない範囲) **※通算上限5年**
- ・ 技能水準 : 試験等で確認 (技能実習 2号を修了した外国人は試験等免除)
- ・ 日本語能力水準 : 生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認 (技能実習 2号を修了した外国人は試験等免除)
- ・ 家族の帯同 : 基本的に認めない
- ・ 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象
- ・ 転職の可否 : 可能 (転職不可であった、技能実習制度の反省を踏まえている)



※令和6年1月
出入国在留管理庁 資料より抜粋

- 18歳以上
- 日本語試験に合格
- 直接雇用（季節で仕事量が変動するため農業と漁業は派遣も可）
- 学歴要件なし
- 健康状態が良好
- 技能試験に合格
- フルタイム勤務

試験

- ・ **日本語試験**（国際交流基金日本語基礎テスト）

※または日本語能力試験N4以上

- ・ **各分野の技能試験**

試験免除

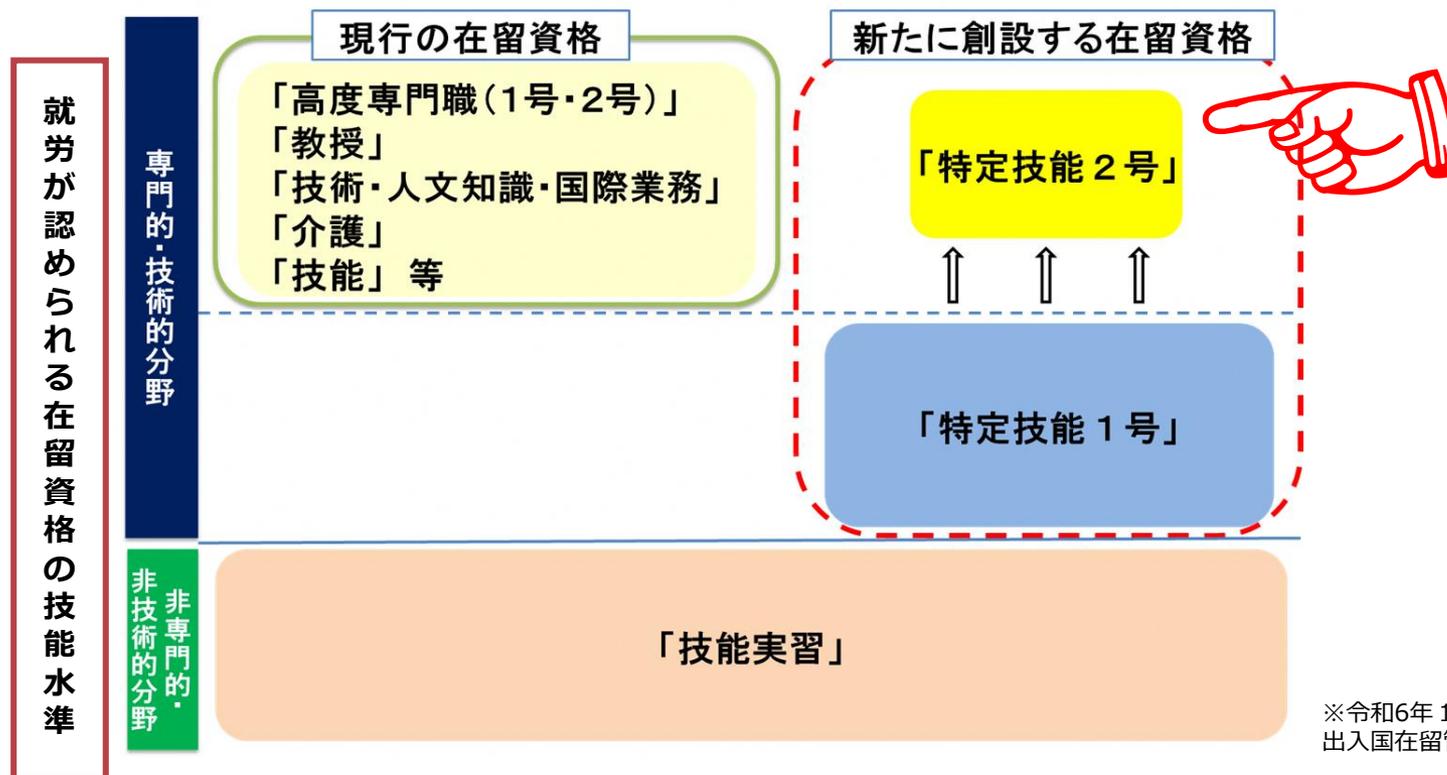
技能実習2号(3年間の技能実習)以上の修了者は、試験が免除

- ・技能実習3号(4年目、5年目)途中からの特定技能への移行は認めない
- ・3号を修了してから移行(途中で辞めるのは技能実習の趣旨に反するため)

ポイント

- ・ 在留期間 : 3年、1年又は6か月ごとの更新
- ・ 技能水準 : 試験等で確認
- ・ 日本語能力水準 : 試験等での確認は不要
- ・ 家族の帯同 : 要件を満たせば可能 (配偶者、子)
- ・ 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

介護分野を除く11分野で受入可
特定技能1号からの移行には
試験合格+実務経験が必要
※受入分野により要件が異なる



※令和6年1月
出入国在留管理庁 資料より抜粋

特定技能2号の実務経験要件

- ①「技能に関する評価」は11分野共通で必須。各種、**技能測定試験**や**評価試験**を受験する。
- ②実務経験要件につき、**監督者・管理者としての経験の要否**が分野ごとに異なるため注意
(※**漁業分野**、**外食分野**においては**日本語能力(N3)**が必要)

	監督者・管理者としての実務経験の要否	年数要件
建設	○ (建設現場の工程を管理する班長としての経験)	※年数は試験区分により異なる
ビルクリーニング	○ (複数の作業員を指導しながら従事した経験)	2年間
造船・船用工業	○ (監督者として従事した経験)	2年間
宿泊	○ (複数の従業員を指導しながら2年間従事した経験)	2年間
外食業	○ (店舗管理補助者(副店長など)として2年間従事した経験)	2年間
漁業	○ (漁業現場の作業工程管理者として2年間従事した経験)	2年間
飲食料品製造業	○ (飲食料品現場の作業工程管理者として2年間従事した経験)	2年間
農業	△ (工程管理者としての経験/一般従業員としての経験)	2年間/3年間
工業製品製造業	× (一般従業員としての実務経験3年で足りる)	3年間
自動車整備	× (一般従業員としての実務経験3年で足りる)	3年間
航空	× (一般従業員としての実務経験3年で足りる)	3年間

- 特定技能2号は現状、特定技能1号からの移行が主流
- 特定技能2号試験に合格する必要がある(例外あり)
- 企業は特定技能1号の外国人に、作業者の指揮・命令・管理の実務経験を積みせなければならぬ

注意

- ・ 自社の産業分野において、特定技能1号の在留期間（最長5年）の間に育成する必要がある。
- ・ 工業製品製造業、自動車整備、航空分野に関しては【管理者要件】は不要
- ・ 上記との比較において、同じ製造業でも「飲食料品製造業」には【管理者要件】が必要である

2027年4月(仮)3分野追加

- ・ 物流倉庫の管理
- ・ リネンサプライ（ホテルや病院へリネンの貸出、回収等）
- ・ 資源循環（廃棄物の中間処理）

受入れ機関は、**特定技能1号**外国人に対して活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画（1号特定技能外国人支援計画。以下「支援計画」という。）を作成し、当該計画に基づき支援を行わなければならない。

支援計画

①事前ガイダンス

・雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨転職支援(人員整理等の場合)

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



⑩定期的な面談・行政機関への通報

・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報



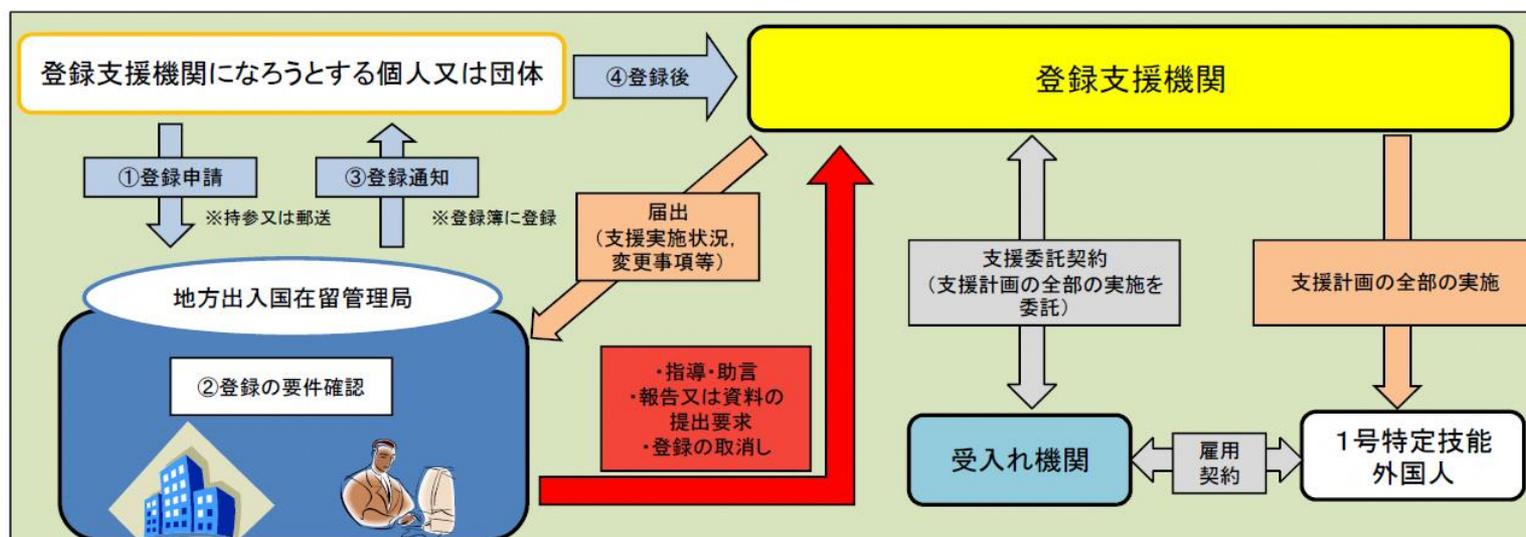
5

※令和7年12月
出入国在留管理庁
資料より抜粋

改正入管法 第19条第23項第1号

「契約により委託を受けて適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施の業務を行う者は、出入国在留管理庁長官の登録を受けることができる」

登録支援機関とは、**特定技能1号**の外国人に対して、在留中に安定的・円滑な活動を行うことができるようにするための**職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援**を、**受入れ機関**（＝特定技能外国人を雇用する企業等）から委託を受けて、**受入れ機関に代わって実施する者**



※令和5年1月
出入国在留管理庁
資料より抜粋

中小企業などにとって、このような支援体制を整備することは大きな負担。

そこで、**受入れ機関**が**登録支援機関**と契約し、支援計画の実施を委託することを可能にしている。つまり、本来すべき外国人に対する支援の実施を**外部委託**(アウトソーシング)できる。

※登録支援機関は複数の受入れ機関から委託を受けられる。受入れ機関から委託の対価として徴収する金額について具体的な規定はないが、委託契約の中で金額を明示する必要がある。

登録支援機関の選び方

・登録支援機関は「どこを選んでも一緒」か

→ **一緒ではない**

・登録支援機関は令和7年12月25日現在、**11,049件**が登録されている

→ **しかし、約5割以上**が登録支援機関としての支援業務を行っていないのが実情

	○	×
支援の実績	<ul style="list-style-type: none">経験豊富な人材派遣・紹介会社<ul style="list-style-type: none">技能実習生の監理団体行政書士や社労士事務所	<ul style="list-style-type: none">ただ登録しているだけ経験や知識が浅い
支援担当者	担当者が正規雇用（常勤）	担当者が非常勤
支援委託費	20,000~35,000円が相場	明らかに高額or低額
対応している言語	特定技能外国人に対応した国籍のスタッフがいる	<ul style="list-style-type: none">対応言語が限られている言語対応は外注頼み
立地	受入れ機関の近郊	遠方

特定技能外国人を雇用する際の金銭的成本

① 特定技能外国人（内定者）本人に支払う費用

② 人材紹介会社・送出機関に支払う費用

③ ビザ申請・採用後の支援にかかる費用

1.本人の経歴(海外からの呼び寄せor国内にいる人材を採用する)

2.受入体制の種類(登録支援機関に支援を委託するor自社内で支援を行う)

により、費用感が大きく異なる

具体例

1.本人の経歴 → **国内**にいる人材を雇用する方が安い

2.受入体制の種類 → **自社内**で支援を行う方が安い(※通訳者が必要)

よって、**国内**人材を**自社内**で支援する形態で、特定技能外国人を採用する方法が最も採用コストを抑えられる

※**建設分野**はJAC(建設技能人材機構)への支払い等、費用が別途必要なため注意。

※**工業製品製造業分野**はJAIM(工業製品製造技能人材機構)への支払が必要。

人材紹介会社に支払う費用

- ・採用候補者を募集する際に発生する費用
- ・**内定者1名**の採用に対して概ね**10万～40万円**程度が手数料として発生
(例外：自社内の技能実習生を特定技能へ切り替える場合、有料職業紹介が禁止されている建設分野での受入の場合など)

送出機関に支払う費用

- ・内定者を海外から呼び寄せる際に発生する費用
- ・人材紹介会社に支払う費用に**加えて**、**10万～30万円**程度が送出費として追加で必要となる（この費用は発生しないことも多い）

ビザ申請にかかる費用

- ・ 行政書士（弁護士）に委託する場合
…1名につき**10万～15万円**（支援計画作成から申請取次まで含む）
- ・ 在留カードが交付（許可）された後
…1年ごとに1名につき**3万～6万円**の費用が発生
（在留期間の更新申請が必要なため）

支援にかかる費用

- ・ 支援の一切を登録支援機関に委託する場合
…1名につき**2万～3万5千円**の費用が毎月発生
（法定された支援を実施するため）
- ・ 費用（支援委託費）が発生する義務的支援項目
…**義務的支援項目は10種**あり、受入企業が自社で対応するには負担
が大きい

■外国人雇用のメリット

- ①日本人の場合に比べて、**若手人材**も確保できる
- ②日本人の場合に比べて、**地方**でも応募が集まりやすい
- ③国や地方自治体からの助成金などの補助が多く設けられており、幅広い活用が可能
- ④多言語対応の機会が増え、**インバウンド対策**や**海外進出**のきっかけが生まれる

→地方でも若手人材を採用できる

■外国人雇用のデメリット

- ①**文化や生活習慣**への違いに対するフォローが必要（宗教など信仰への配慮も）
- ②日本語能力の観点で、**意思疎通が困難**な場合がある
- ③在留資格取得・雇用手続きなどに**工数**がかかり、入社までに**時間**がかかる
- ④外国人雇用の知識が必須であり、専門家を頼らざるを得ない場面もある

→離職率が高い、日本人よりも入社に時間がかかる

- デジタル化、グローバル競争の激化による**市場環境の変化への対応**が求められている
- **多様化する顧客ニーズ**を捉える為には、経営変革と人材戦略の変革が、必要不可欠
- 今後は外国人材の活躍が、**企業の競争力強化**や**価値創造の実現**に繋がっていく
- 日本人社員と外国籍社員との**ミスコミュニケーション防止**がポイント

「ダイバーシティ」という言葉から何をイメージしますか？

性別？

世代？

国籍？

登録支援機関（受入企業）から見た行政書士の役割

① 「登録支援機関」の登録申請手続代理

書類作成や申請の代理、法人設立や職業紹介許可（社労士紹介）

② 「登録支援機関」に登録後の運営サポート（顧問契約）

特定技能制度を熟知した行政書士による、書類の作成・届出の代理、円滑な登録支援機関の運営についての継続的な助言・支援
※外国人材を雇用している企業へのサポートも可能

③ 「特定技能」在留資格（ビザ）申請

在留資格「特定技能」の申請書類作成や申請手続（申請取次）

JAPAN行政書士法人

IMMIGRATION LAW FIRM



- ・ 上野駅から徒歩 1 分
- ・ **入管業務に特化**
- ・ 英語対応可
- ・ **全国対応可**
- ・ 登録支援機関登録番号
23登-008186

特定技能をはじめとする各種ビザ手続について
お困り事があれば、是非一度お声がけください
Tel:03-5846-8227 Mail:info@japan-sk.com

<https://japan-sk.com/>

本日はご清聴いただき
誠にありがとうございました。

